

生野区社会福祉施設連絡会会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は、生野区社会福祉施設連絡会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務局を生野区社会福祉協議会事務局内に置く。

(組織)

第3条 本会は区内の施設の代表者をもって組織する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は区内の施設相互間の親睦、連絡調整と共同生活を推進し施設の事業の充実発展を目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- ア. 施設相互間の親睦及び連絡調整に関すること。
- イ. 施設と地域社会の連携に関すること。
- ウ. 関係官公庁、団体との連絡協調の促進に関すること。
- エ. その他目的達成に必要な事業に関すること。

第三章 役 員

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	4名
会計	1名
監事	1名

尚、会長は総会の承認を得て顧問をおくことができる。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計、監事は総会において会員の互選により決める。

(役員の仕事)

- 第8条
1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐する。
 3. 会計は本会の経理を処理する。
 4. 監事は本会の事業運営及び会計を監査する。

- 第9条
1. 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
 2. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
 3. 役員は任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行なうものとする。

第四章 会 議

(会議)

- 第10条 会議は会長が招集し、その議長となる。
1. 定期総会は年1回とし、本会の最高議決機関とする。
 2. 各施設代表者をもって、連絡会を開催し、本会の目的達成のため事業の推進をはかる。
 3. 必要に応じて、役員会及び臨時総会を開くことができる。

第五章 会 計

(経費)

- 第11条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
1. 本会の会費は次のとおりとする。
 - ア. 年会費 別に定めるものとする。
 - イ. 臨時会費 役員会で決定し必要に応じて徴収する。

第六章 その他

(諮問)

- 第12条 会長は必要と認めるときは、役員会以外の者が意見を求めることができる。

(会則の変更)

- 第13条 本会の会則は、総会の議決を経て変更することができる。

(事務処理)

- 第14条 本会の事務を処理するために、会長は書記を置くことができる。

- 付 則 この規定は平成10年12月9日から施行する。